

一人でも多くの方の傍聴をお願いします

福島原発被害東京訴訟

第3回期日 及び 報告会

日時：11月27日 午後1時10分～

国・東京電力の責任を問う！！

【第3回期日】

日時：11月27日 午後1時10分～

場所：東京地方裁判所 103号法廷

〔東京都千代田区霞が関1-1-4〕

原告及び弁護団からの意見陳述を行います。

【報告会】

日時：11月27日 午後1時40分～

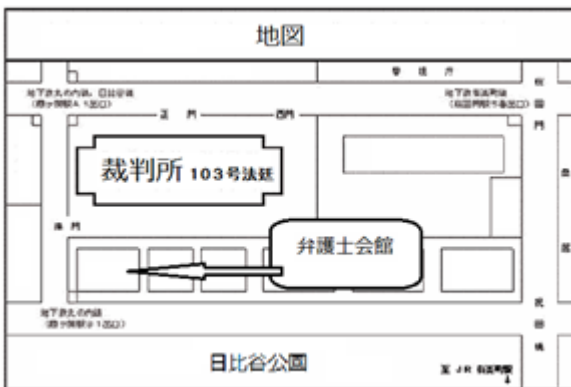
場所：弁護士会館5階 508ABC

〔東京都千代田区霞が関1-1-3〕

当日の裁判の説明、これまでの経過報告とともに、今後

の手の流れや方針などについて、弁護団からご報告する予定です。

©miho nobuki



最寄り駅は、いずれも

東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、

千代田線「霞ヶ関駅」A1 出口

東京メトロ有楽町線「桜田門駅」です。

お問い合わせ

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-11-12

岩下ビル4階 オアシス法律事務所内

電話:03-5363-0138

FAX:03-5363-0139

Mail:shutokenbengodan@gmail.com

《第2回期日の報告》

9月11日10時から、福島原発被害東京訴訟



(1次訴訟)の第2回期日が開かれました。法廷にも、報告集会にも沢山の方々にお越し頂きました。学生さんなど、ボランティアのみなさんが、チラシを配ってくださいました。

原告団・弁護団共々御礼を申し上げます。

〔第2回期日〕

法廷では、原告から準備書面(1)～(3)の陳述、証拠の提出をしました。

準備書面(1)は、国の求釈明への回答

準備書面(2)は、原子力の基本的理解及び原発の危険性

準備書面(3)は、「国策民営」の原子力政策という内容になっています。

準備書面(2)、原子力の基本的な仕組みや原発の危険性について主張した書面です。

まず、原子力発電というものはいかなる仕組みで運転されているものであるのか、原子の仕組みや核分裂反応のメカニズムについて詳細に説明しました。また、本件事故で大気中に放出された放射性物質にはヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムなどがあり、それらの物質がいずれも非常に危険な物質であることを明らかにしました。そして、原子力発電所がどのような設備を有しているのか、すなわち、原子炉の構造や事故発生時の対策に「止める」「冷やす」「閉じ込める」作業が大切であるにもかかわらず、福島第一原発は、いずれもそれらの対策が不十分であったこと、原子力発電所がいかに不安定で危険な施設であるかを明らかにしました。

準備書面(3)は、「国策民営」の原子力政策について主張した書面です。

日本の原子力政策は、1950年代に入ってから、「国策民営」といわれるように政官財の強固な連携によって推し進められてきたこと、国や電力会社が一体となって強固な「原子カムラ」を形成し、多額の広告や宣伝を行い、挙句の果てには、教育の現場にまで介入して、「安全神話」を国民に植え付けてきたなかで、批判に耳を傾けないまま原子力政策が進められてきたこと、その結果、原発の危険性、安全対策、過酷事故のリスクなどについて、軽視したなかで、原発事故が引き起こされたことを明らかにしました。

これらは、今後、国や東電の責任論や被害・損害論を議論していく上の前提事実として裁判所に押さえて欲しいものとして、主張したものです。

続いて、原告本人と原告代理人の深井剛志弁護士が意見陳述を行いました。

法廷が終了してからは、進行協議 [今後の進行についての話し合い]と参加者向けの報告集会に分かれました。



今後の日程は、次のとおりです。

11/27 13:10～

1/30 11:00～

3/26 10:00～

いずれも東京地裁103号法廷

今後ともご支援のほど宜しくお願いします。